基調講演

特別史跡平城宮跡の保存と活用

内　田　和　伸※

はじめに

特別史跡平城宮跡は平成10年（1998）にユネスコ世界遺産委員会で世界遺産に登録された、“古都奈良の文化財”の構成遺産の一つである。ここでは、世界遺産のマネジメントの一例として、筆者が遺跡の発掘調査・整備・活用に関わってきた特別史跡平城宮跡について、保存の歴史と整備の経緯、現在の活用状況について紹介したい。

Ⅰ．保存と整備の歴史

１．遺跡保存に関わる法制定前の保存

平城宮は奈良時代の天皇の住まいと政治や儀式を行う宮殿や役所等からなり、平城京の北端（奈良市）に営まれた。都は和銅3年（710）から延暦3年（784）の長岡遷都まで存続し、都が平城京から移って80年の貞観6年（864）には平城旧京は水田となったと記録にある。その後千年以上水田耕作が続いたため、平城宮跡の遺跡の保存状態は概ね良好である。

江戸時代末期、大和古市奉行所の役人で陵墓研究でもある北浦定政（1817-1872）は、自分で作った測量車を使って平城京跡の測量をし、正確な地形図を作成した。これをもとに古図や古記録とも照合させた研究を行い、『平城宮大内裏跡坪割之図』（1852）を完成させた。これは都の街路を地形図に復原したもので、約1km 四方の平城宮の位置が明らかにされた。

近代になると、奈良の植木職人棚田嘉十郎（1860-1921）は明治29年（1896）、平城宮跡が荒れたままになっていることを知って嘆き、北浦定政が作成した宮跡の図を印刷して観光客に配布して、以後25年に及ぶ熱心な保存顕彰運動を始めることとなった（井上和人2010）。

明治32年（1899）、帝国議会の上院である貴族院の第十三回議会では「御歴世宮趾保表ノ建議」が可決されている。ナショナリズムの高揚するこの時期、歴代天皇の陵墓に比べ、宮跡では所在すら判明していないところが多く、国体の完成のために所在地の確定と保存、顕彰が必要とされていた。このためこの建議の中では形跡のあるところはそれを保存し、形跡のないところでは記念碑や石標を建設して存在を明らかにして保存しようとした（拙著2011）。ちょうどこの年、東京帝国大学工科大学卒業後、奈良県技師となり古社寺の保存修理にあたっていた関野貞（1867-1935）は、水田となっていた平城宮跡の中にある土壇の高まりが大極殿（後に第二次大極殿と判明する奈良時代後半の大極

※　独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部

殿）であることや、南側の朝堂院の建物群跡等であることを発見し、翌明治33年（1900）に新聞で発表した。彼は日本、中国、朝鮮の建築史を専門とし、後に東京帝国大学教授になる人物である。学術的裏付けを伴うこの発表によって、平城宮跡の所在が広く知られるようになり、地元の有力者らが発起人となって、明治34年（1901）に大極殿跡に木製標柱を建立した。

明治35年（1902）には、棚田は地元の溝辺文四郎らと保存運動を始め、平城神宮建設会が組織されたが、神宮建設の十分な費用は集まらず解散した。平城神宮は、明治28年（1895）に平安建都千百年を記念して京都に創建された、桓武天皇を祭神とする平安神宮を意識して構想されたものだった。明治36年（1903）には土方久元伯爵を代表とする平城神宮創建委員会が組織されることとなったが、神宮の建設には高額の予算が必要であり、明治39年（1906）には帝国議会へ提出していた『平城神宮建設請願書』は却下された。この年、棚田らが主導して平城宮址保存会が設立され、宮跡保存を主とし、神宮の建設は他日に期した（上田三平1926）。平城遷都千二百年にあたる明治43年（1910）には宮内省から記念碑建設の下賜金があり、大極殿跡で建碑地鎮祭と平城奠都千二百年祭が挙行された（奈良大極殿阯保存會1923）。

大正2年（1913）には、大極殿跡の保存を大正天皇即位式の記念の一端とするため、徳川頼倫侯爵を会長とする「奈良大極殿阯保存会」が結成された。保存会は京都御所での即位式で使用した建物を平城宮跡へ移築し、即位式の記念と遺跡整備を関連させる計画だった。初代神武天皇の橿原宮跡とされた場所への明治23年（1890）の橿原神宮の創建では、京都御所賢所が移築されて本殿とされたように、宮跡の保存・整備を進めるには皇室との関係が重要と考えられたようであるが、建物の移築はなされなかった（拙著2011）。その後、保存会は大正8-9年（1919～1920）には第二次大極殿院・東区朝堂院・朝集殿院の区画を神聖化するかのように、内側は大振りの野面石積、外側は割石積みの溝により範囲を明示するとともに、その内側には園路を設置した。

2．遺跡保存に関わる法制定後の保存と整備

大正8年（1919）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法によって、平城宮跡は大正11年（1922）に史蹟に指定され、保存会は寄付金等で確保した土地約47ha を国（内務省）に寄付し、記念碑を建てて解散した。

奈良県は大正13～14（1924-1925）年に内務省から史蹟名勝天然紀念物保存費の公布を受けて整備工事を行った。この工事は奈良大極殿阯保存会が計画したが完成できなかったものを含み、拡張した保存区域の造成や道路敷設、排水溝・境界標・説明板の設置等を行うとともに、指定地の四周に一定の間隔でイチョウを群植して指定区域を明示した。また、「史蹟平城宮阯」「大極殿阯」の巨大な石碑を建立し、各殿堂跡には標識と土壇裾周囲には土壇地形現状標識と呼ぶ石標を設置した（上田三平1926）。



図１　平城宮阯指定区域図

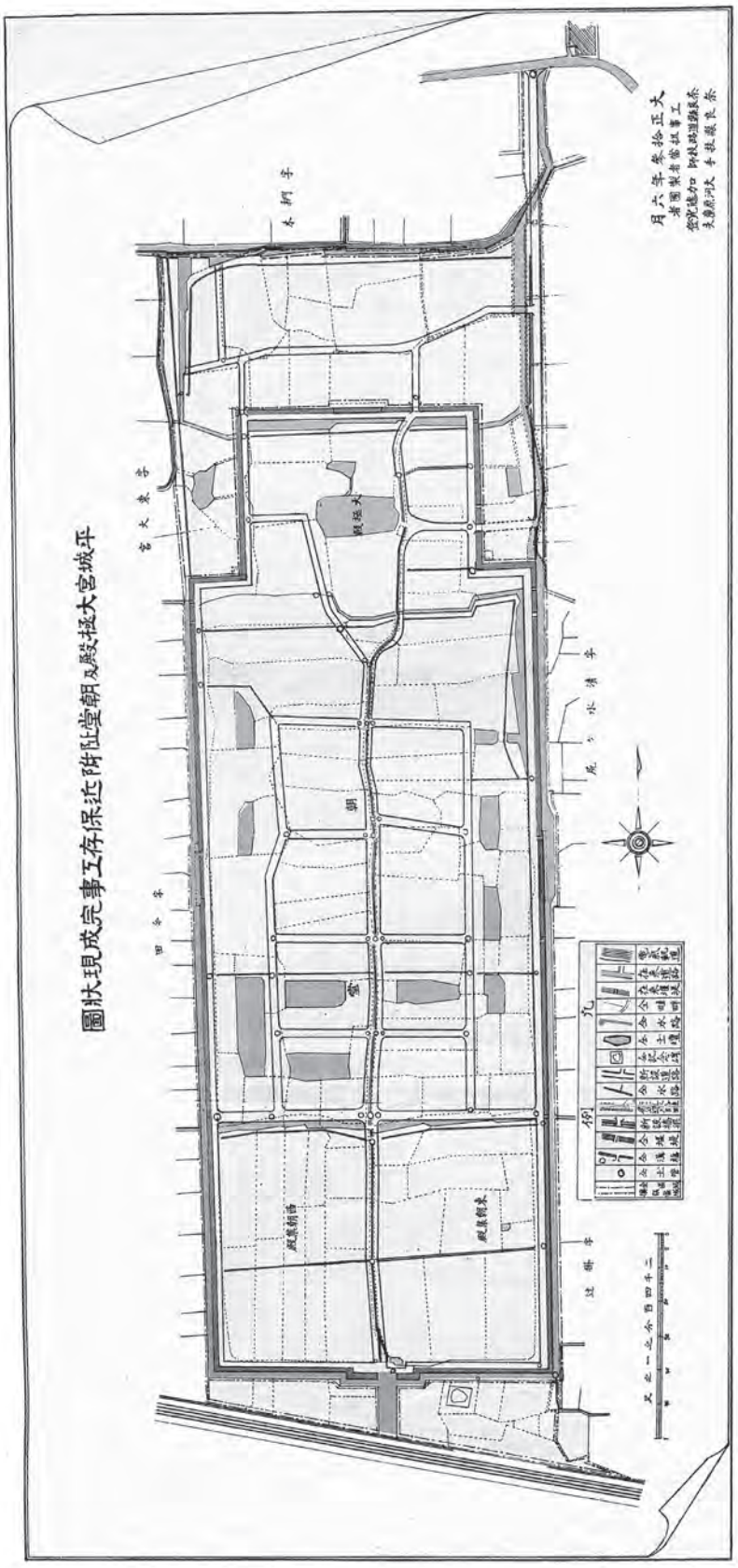


図２　平城宮大極殿及朝堂阯附近保存工事完成現状図

戦後、平城宮跡は昭和25年（1950）に制定された文化財保護法に基づき、昭和27年（1952）に特別史跡に指定された。その後、二回の国民的な保存運動により、大規模な追加指定がなされた。はじめは昭和36年（1961）、未指定であった平城宮跡南西部で鉄道車両の検車区の計画が上がり、保存運動により、昭和38年（1963）には追加指定された。次に昭和39年（1964）には、約1km 四方と考えられていた平城宮の東を限ると考えられた東一坊大路推定地に国道24号バイパスの計画ができ、後の発掘調査によって東院と呼ばれる区画を発見、保存運動で迂回ルートが決定し、昭和45年（1970）には東院地区が追加指定された。

この間、昭和38年に奈良県は史跡の管理団体となり、昭和39～44年（1964-1969）には東区朝堂院地区の土壇の盛土張芝、園路造成、苗圃の造成などを行った。一方、文化庁は昭和40～43年（1965-1968）年に遺構展示館を建設、昭和44年（1969）には平城宮跡資料館を建設し、遺構展示館と資料館を結ぶ宮内道路を設置した。

その後、昭和45年（1970）、奈良国立文化財研究所は平城宮跡発掘調査部に計測修景調査室を設置して計画担当とし、庶務課に専門職をおいて事業担当とし、それまでの文化庁・奈良県による整備と管理を引き継ぎ、平成12年（2000）までこの体制を継続した。

昭和45年（1970）から次章で述べる基本構想が策定されるまでの間に、奈良国立文化財研究所は園路設置、高圧線・通信線の埋設、照明設備の設置、水位観測孔の設置、中央緑陰帯の設置等の基盤的な整備を進める一方、湿地造成、宮跡西面指定地堺の土塁の造成と植栽、西面南門・西面中門の基壇整備、大膳職跡での建物表示、内裏築地回廊・東楼表示、宮内省南殿の復原等を行った（奈良文化財研究所2016）。

Ⅱ．特別史跡平城宮跡保存整備基本構想とその成果

１．経緯

平城宮跡の整備構想については、昭和39年（1964）より有志や各団体が構想案を示していたが、文化庁が着手したのは昭和43年（1968）のことで、このとき「平城宮跡保存整備準備委員会」が発足した。その中で平城宮跡をはじめて「遺跡博物館」として整備することが構想された。その後中断があったが、文化庁は昭和49年（1974）に「平城宮跡保存整備委員会」が新たに発足させ、翌年から奈良国立文化財研究所に具体的な基本構想案の作成を委託し、昭和53年（1978）に『平城遺跡博物館基本構想資料』（奈良国立文化財研究所編1978）として公表した。この基本構想案の基本方針は宮跡を広く一般に公開できるように整備管理することを目的とするが、あくまで遺跡の保存が第一義であり、①発掘調査とその関連研究、②発掘・研究成果の公開・展示、③遺跡の保全・整備等の技術開発、の３つの機能を調和させつつ計画を進めるものとしている。その上で、①発掘完了区域、②当面発掘区域、③将来発掘区域、という区分をし、整備パターンとして８つのゾーンを定めた（安原啓示1979）。

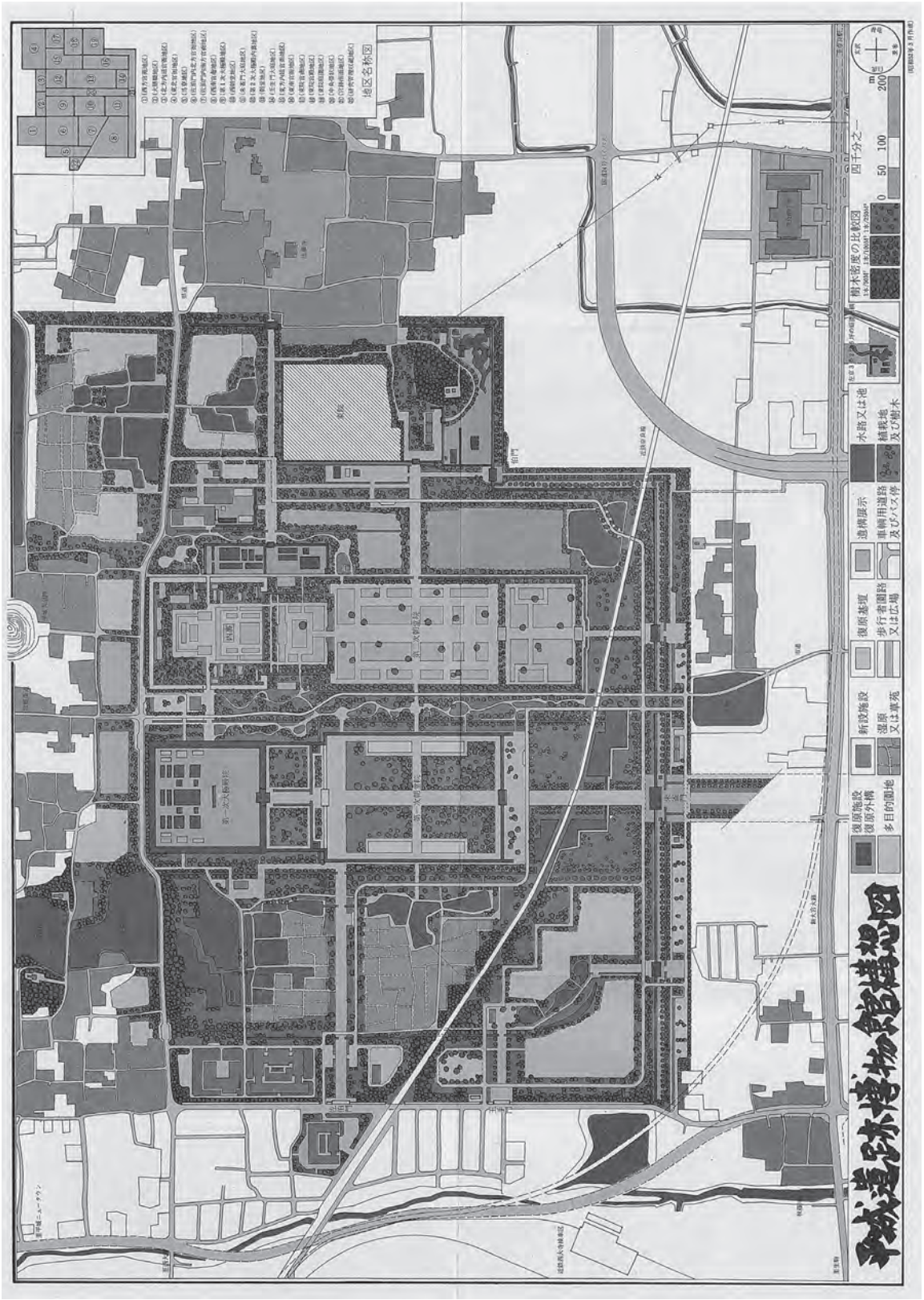


図３　平城遺跡博物館構想図

2．『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』

『平城遺跡博物館基本構想資料』を基にして、文化庁は修正を加えて昭和53年（1978）に『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』を策定した。以下、その内容を示す。

特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

第１　基本方針

平城宮跡は、特別史跡に指定されている重要な遺跡として歴史的、学術的に貴重な価値を有するばかりでなく、約124haにわたる広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることにかんがみ、遺跡博物館としてのまとまりのもとに三つの機能を、調和のとれた形で推進する場として整備、活用することとし、長期の見通しをたてて段階的、計画的に整備事業を進めることとする。

⑴　平城宮跡をはじめ同種の諸遺跡に関する調査、研究向上のための拠点的な場所とする。

⑵　発掘調査や関連研究の成果にもとづき、遺跡の維持・整備、遺構の修復・建物等の復原等をおこなうとともに遺跡および遺跡からの出土品等を公開展示する施設を設ける等広く国民各層を対象に、古代都城文化を体験的に理解できる場とする。

⑶　上記（１）および（２）に関連し、遺跡の保存整備、遺構・遺物の保護・修復・復原等に関する技術開発とその実践的な応用および技術蓄積の場とする。

第２　敷地利用の基本構成

平城宮跡の整備に当たっては、その敷地利用の区分を次のように定め、全体として調和のとれた形で整備事業を進めることとする。これらの地区の基本的な配置は別図のとおりとする。

Ａ　管理･研究･収蔵地区（平城宮跡の管理、研究、遺物収蔵等のための施設を集中的に設ける地区）

Ｂ　建物等復原展示地区（建物その他の工作物の復原により平城宮の規模､構成等を表示する地区）

Ｃ　遺構展示地区（地下遺構そのものを覆屋等の特殊な設備のもとに展示する地区）

Ｄ　遺構配置表示地区（上記Ｂ、Ｃにおける方法以外の造園的手法等によって建物その他の構造物の遺構の配置、規模等を地表に表示する地区）

Ｅ　池沼・湿原地区（宮跡内の水系整備、地下遺構、遺物の保護及び修景のために池沼等を設ける地区）

Ｆ　緑地・草園地区（主に未発掘地区について多目的利用空間として緑地、草園を造成し、同時に地下遺構・遺物を保存する地区）

Ｇ　外周緑陰帯（宮跡を周囲の都市的活動から保護するための外周の緑陰帯）

Ｈ　南面地区（二条大路、朱雀大路の北端地区を含む宮跡南面の地区）

第３　段階的整備計画

平城宮跡の整備は、事柄の性質上長期にわたって行われることになるので、第１期としては概ね10年程度を見通して次のとおり段階別に整備計画をたて、整備事業全体の円滑な展開を図ることとする。なお、第２期以降の計画については、第１期の整備事業の進展をふまえて今後さらに検討することとする。

⑴　基礎的準備段階

①　保存・整備すべき地域のうち特別史跡に指定されていない区域の特別史跡への追加指定

②　特別史跡指定地域内の整備対象地区にある民有地の国による買上げの推進

③　第２次朝堂院及び内裏地区の遺構配置表示地区としての整備の完了

④　一般公開利用区域全体における案内標識、休憩・駐車等のための便益施設の整備

⑤　宮跡南西部、東北部の多目的利用園地の整備

⑥　宮跡隣接地への研究・収蔵・管理施設の建設
⑦　汚水流入対策、雨水流出対策を含む水系等の整備
⑧　その他次の段階の整備のための準備的諸事業
⑵　第１次整備段階（基礎的準備段階完了後概ね５年間程度）
①　朱雀門、南面築地大垣、壕地、溝等の復原
②　外周緑陰帯の整備の完了
③　池沼・湿原地区の整備の完了
④　覆屋周辺の官衙地区の建物等復原及び遺構配置地区としての整備
⑤　東院庭園跡の復原的整備
⑥　利用者のための主要な道路、苑路、広場の整備及び便益施設の整備
⑦　その他次の段階の整備のための準備的諸事業
⑶　第２次整備段階（第１次整備段階完了後概ね５年間程度）
①　中核的施設としての第１次大極殿地区の復原及び復原施設による展示の充実
②　第１次大極殿地区の前面の西朝堂地区における遺構配置の表示、築地・門等の復原、整備
③　東院宮殿地区の遺構配置表示地区としての整備
④　利用者のための苑路、広場、緑地草園地区及び便益施設の完成
⑤　その他第２期以降の整備計画の樹立

第４　関係機関、団体との協力

平城宮跡の整備に当たっては、関係地方公共団体その他の機関、団体の協力により、周辺地域における次のような問題について適切な解決が図られる必要があるので、望ましい環境の実現をめざして、これらの機関、団体との連絡を密にすることとする。

①　周辺地域の環境保全、景観の保全に関すること
②　朱雀大路保存計画に関すること
③　県道奈良生駒線及び木津郡山線の路線に関すること
④　宮跡内通過市道のあり方に関すること
⑤　宮跡内通過高圧線に関すること
⑥　近鉄奈良線軌道に関すること

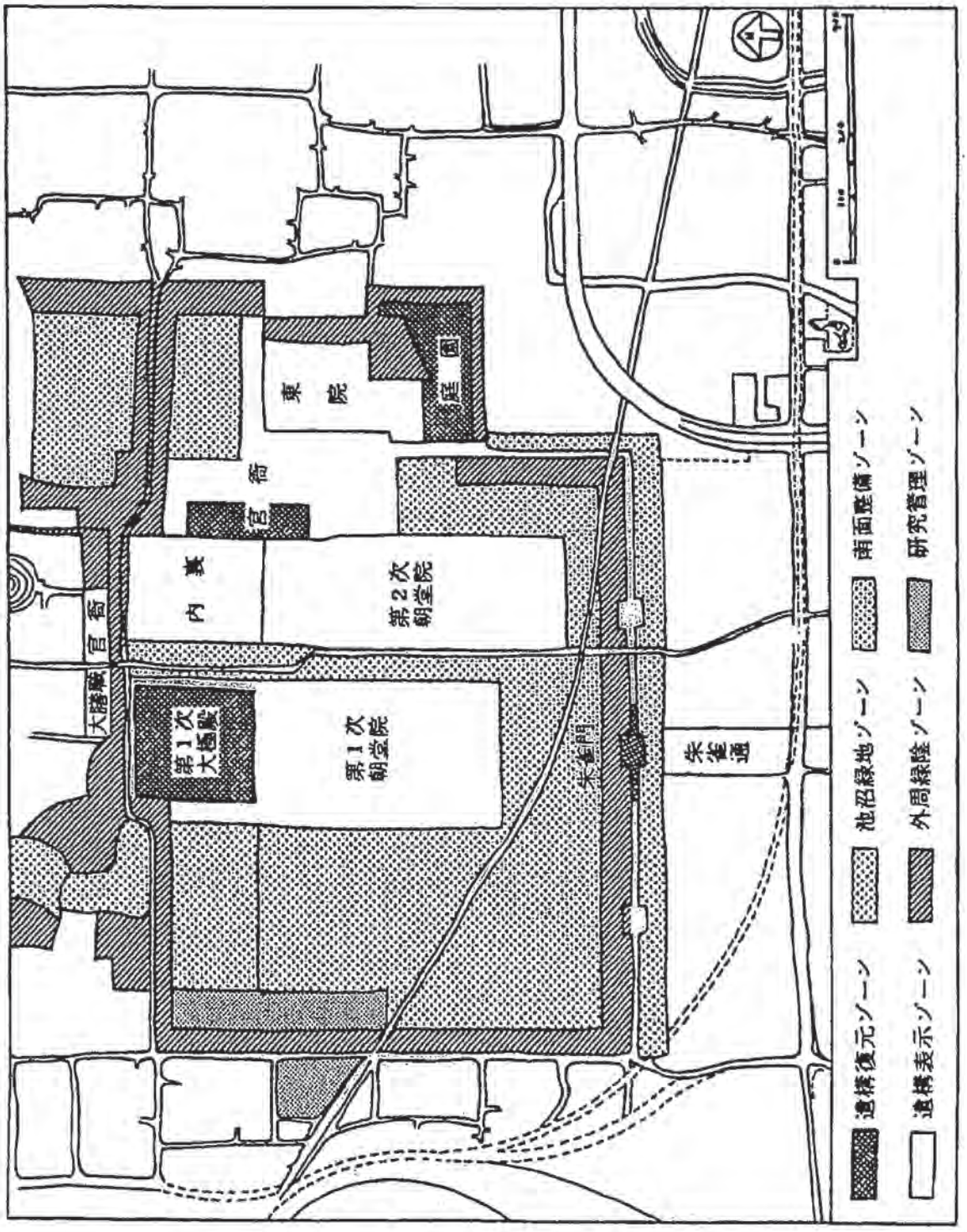


図４　平城宮跡保存整備基本構想図

３．基本構想の成果

この構想で示された図はゾーニング図のみであったが､具体的には『平城遺跡博物館基本構想資料』の「平城遺跡博物館構想図」をもとに、文化庁の主導の下、奈良国立文化財研究所が平城宮跡の整備を実施してきた。

この基本構想の特徴は「第１　基本方針」の第一番目に示されているとおり、平城宮跡を学術的な拠点とすることである。実際、奈良国立文化財研究所が平城宮跡をはじめ、同種の遺跡の研究の拠点となってきた。そして、東院庭園のように発掘調査成果や研究の成果を遺跡の整備や復原に活かし、出土品などの展示も行って体験的に古代都城文化を理解できる空間の整備をおこなってきた。さらに、平城宮跡では遺構の型取り模型の展示や立体的な表現など整備に関する技術開発と技術蓄積の場としても活用してきたのである。

「第２　敷地利用」に関しては、それまでの発掘調査で判明していた地割りをゾーニングに活かしている。特別史跡平城宮跡保存整備基本構想での区分はＡ～Ｈの８区分であるが、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想図での凡例はＣ・Ｄゾーン、Ｅ・Ｆゾーンを一体化させ６区分となっている。

建物等復原展示地区、すなわち実際に建物を復元する区域については、その範囲は平城宮の特徴的な次の４ヶ所の区画に限定されている。平城宮の正門であり儀式の場であった朱雀門･南面大垣地区、政治と儀式の場であった第一次大極殿院地区、饗宴の場であった東院庭園地区、役所の実務を行った推定宮内省地区である。朱雀門・南面大垣地区および東院庭園地区についてはほぼ完成したが、第一次大極殿院地区では大極殿を除く施設群、宮内省では正殿と築地塀の一部などが未着手として課題となった。なお、第一次大極殿院の整備については次項に記す。

池沼・湿原地区は遺物の保護を確実にする目的と早期の修景を目的に、水田の畦畔を活かして新たに造成したものである。現在ではバードウォッチングの場として有名になるなど現在の都市の中で新たな価値を帯び始めている。

緑地・草園地区については、当面発掘の予定のない場所を草刈り程度の管理をする場所として位置付けたもので、整備と管理の内容に軽重をつけたことは合理的であったと思われる。

遺構配置表示地区のうち、施設配置が左右対称であることが知られている区画については発掘した東側の成果を西側でも活かす工夫をし、遺跡の保護と整備の効率化を図った。東院北西部の遺構表示については発掘が完了していないため未着手である。

「第３　段階的整備計画」に関しては、全体的にはいずれも進展がみられたが、予定した年限よりも長期に及んだ。また、未着手のものや部分的な実施に留まった部分もある。

この時期に行った整備内容は、第二次大極殿院基壇整備、南面大垣の復原、朱雀門復原、北方官衙遺構表示、南面東門基壇整備、兵部省・式部省地区遺構表示、多目的広場の造成、案内広場の造成、造酒司井戸模型および駐車場設置、東院南門･南面大垣･東院庭園の復原、宮内省建物復原、朱雀門･南面大垣復原等である。

「第４　関係の機関、団体との協力」に関しては、朱雀大路跡の整備が奈良市によって進められた。一方、宮跡内の高圧線の撤去は進められたが、鉄道や道路の移設については課題として残った。

４．第一次大極殿院の整備

『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』において、第一次大極殿院地区の整備については建物等復原展示地区に位置付けられ、第２次整備段階に至っては「中核的施設としての第一次大極殿地区の復原及び復原施設による展示の充実を図ること」としている。具体的には『平城遺跡博物館基本構想資料』の平城遺跡博物館構想図において、奈良時代後半の西宮と呼ぶ、掘立柱建物群の復原が想定され

ていた。

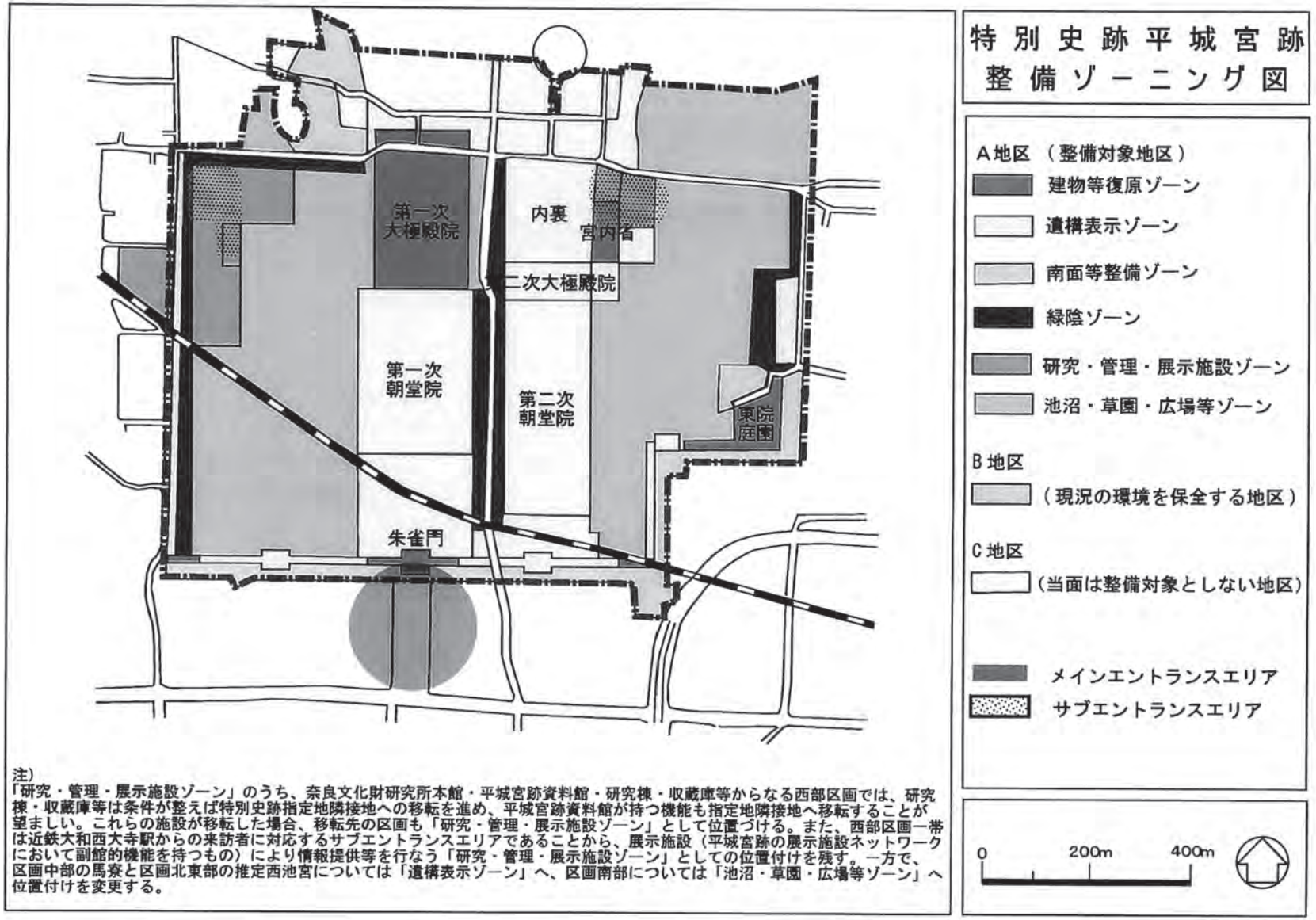
奈良国立文化財研究所では平成元年（1989）から「平城宮第一次大極殿院地区の復原整備のための基礎調査」の中で研究を行い、文化庁では平成4年（1992）に有識者による「大極殿復原構想検討会議」を組織して検討を重ね、平成5年（1993）には大極殿復原構想検討会議が奈良時代前半の第一次大極殿院が遺跡博物館構想の中核施設として相応しいと報告した。その後、第一次大極殿の基本設計（1995）、実施設計（1996-2000）等を行い、復原工事（2001-2009）が行われた（文化庁2013）。

Ⅲ．整備体制の変化

奈良文化財研究所は文化庁の前身の文化財保護委員会に附属する調査研究機関として昭和27年（1952）に発足し、昭和29年（1954）に奈良国立文化財研究所と改称、平城宮跡の発掘調査・研究および整備・管理等を行ってきた。平成13年（2001）、独立行政法人へ移行し、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所となり、さらに平成19年（2007）に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所となった。平成13年（2001）の独立行政法人化に伴い、奈良国立文化財研究所が行ってきた平城宮跡の整備・管理は文化庁（文化財部記念物課）の直営事業となった。文化庁はこの年から第一次大極殿の復原工事を文部科学省文化教施設企画部に執行委任し、工事を始めた。この時期、文化庁の平城宮跡の整備は維持管理と大極殿の復原工事に集中していた感があるが、平成19年（2007）には大極殿完成後を念頭にした整備計画も検討しはじめていた。

平城宮跡の整備体制が大きく変わる契機となったのが、同年5月の荒井正吾氏の奈良県知事就任であった。荒井氏は運輸省（後の国土交通省）に入省後、観光部長、自動車交通局長、海上保安庁長官を経て、参議院議員に当選、外務大臣政務官などを歴任してきた。知事選における公約で平城宮跡を「奈良観光のゲートウェイかつ日本の歴史文化体験のメッカとして、日本の一大観光・文化の拠点となるよう整備」することを目指した「平城宮跡遺跡・公園博物館構想」を掲げ、その実現手段が平城宮跡の国営公園化であった（粟野隆2010）。

文化庁は平成20年（2008）5月に『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画』を策定し、『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』に記された整備計画等の進捗状況・現状と課題をまとめ、今後の基本構想推進に向けた計画を記している。



注）
「研究・管理・展示施設ゾーン」のうち、奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等からなる西部区画では、研究棟・収蔵庫等は条件が整えば特別史跡指定地隣接地への移転を進め、平城宮跡資料館が持つ機能も指定地隣接地へ移転することが望ましい。これらの施設が移転した場合、移転先の区画も「研究・管理・展示施設ゾーン」として位置づける。また、西部区画一帯は近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応するサブエントランスエリアであることから、展示施設（平城宮跡の展示施設ネットワークにおいて副館的機能を持つもの）により情報提供等を行なう「研究・管理・展示施設ゾーン」としての位置付けを残す。一方で、区画中部の馬寮と区画北東部の推定西池宮については「遺構表示ゾーン」へ、区画南部については「池沼・草園・広場等ゾーン」へ位置付けを変更する。

図５　特別史跡平城宮跡整備ゾーニング図

平成20年10月、平城宮跡の国営公園化が閣議決定し、12月には国土交通省近畿地方整備局は『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡地区（国営平城宮跡歴史公園）基本計画』を策定した。これは文化庁の『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』および『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画』を踏まえたものだった。

Ⅳ．国土交通省による整備

１．国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡地区（国営平城宮跡歴史公園）基本計画

『国営飛鳥･平城宮跡歴史公園　平城宮跡地区（国営平城宮跡歴史公園）基本計画』の基本理念は「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。」としている。基本方針は次に示す通りである。

①　特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用

平城宮跡が、国の特別史跡として指定され、世界遺産として登録された「古都奈良の文化財」の構成資産であることを尊重し、貴重な歴史・文化資産として確実に保存し、良好な状態で後世に伝える。さらに、今後も遺跡の発掘調査･研究が継続される場所として、発掘調査･研究自体、また、蓄積・深化されていく考古学的知見や遺跡の表現手法の技術的発展を事業に適切に活かしていくことにより、特別史跡・世界遺産にふさわしい「遺跡博物館」＊としての機能を持つ公園整備を実施する。

＊　遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式（「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」昭和53年文化庁策定）。

②　古代国家の歴史・文化の体感・体験

多様な来園者の誰もが楽しみながら古代国家の歴史・文化を体感し、体験的に学ぶことができるように、遺跡の公開や空間スケールを活かした遺跡の表現、平城宮跡周辺の古都奈良の歴史的・文化的景観と併せ、往時に思いを馳せることのできる景観の形成を図る。また、興味をかき立てるわかりやすい解説や多彩なイベントを実施する。

③　古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり

古代において国際都市であった平城京の中心の地として、古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとなるとともに、歴史・文化等を通じた国際交流の拠点としての活用を図る。

④　国営公園として利活用性の高い空間形成

関係機関との連携のもと、快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供により、四季を通じて様々な来園者が一日を充実して過ごすことのできる公園を目指す。併せて、地域住民・ＮＰＯをはじめとした多様な主体が整備、管理･運営に参画し、公園に集う人全てで作り、育む公園とする。

①に記された通り、『平城宮跡整備基本構想』に謳われた遺跡博物館構想はこの計画に引き継がれ、今後も継続される平城宮跡の発掘調査と研究の成果を、それを伝える展示技術を通して公園事業に活かしていくとしている。公園の整備は考古学や歴史学、建築学、造園学、保存科学などの学術成果を基礎としたものとなるため、十二分な調査・研究が前提となるのである。

平城宮跡歴史公園の区域は、国営公園区域約122haと、県営公園区域約10haの合計約132haからなる形で都市計画決定されている。国営公園区域は特別史跡平城宮跡（約131ha）のうち公有化された部分を中心にし、北辺部の佐紀町と東辺部の法華寺町の集落部分を除外する一方、史跡平城京朱雀大路跡とその東側北半部を加えている。県営公園区域は朱雀大路の東側の南半部および西側、東

◆ 国営公園区域
約１２２ｈａ
◆ 県営公園区域
約１０ｈａ

合計　約１３２ｈａ



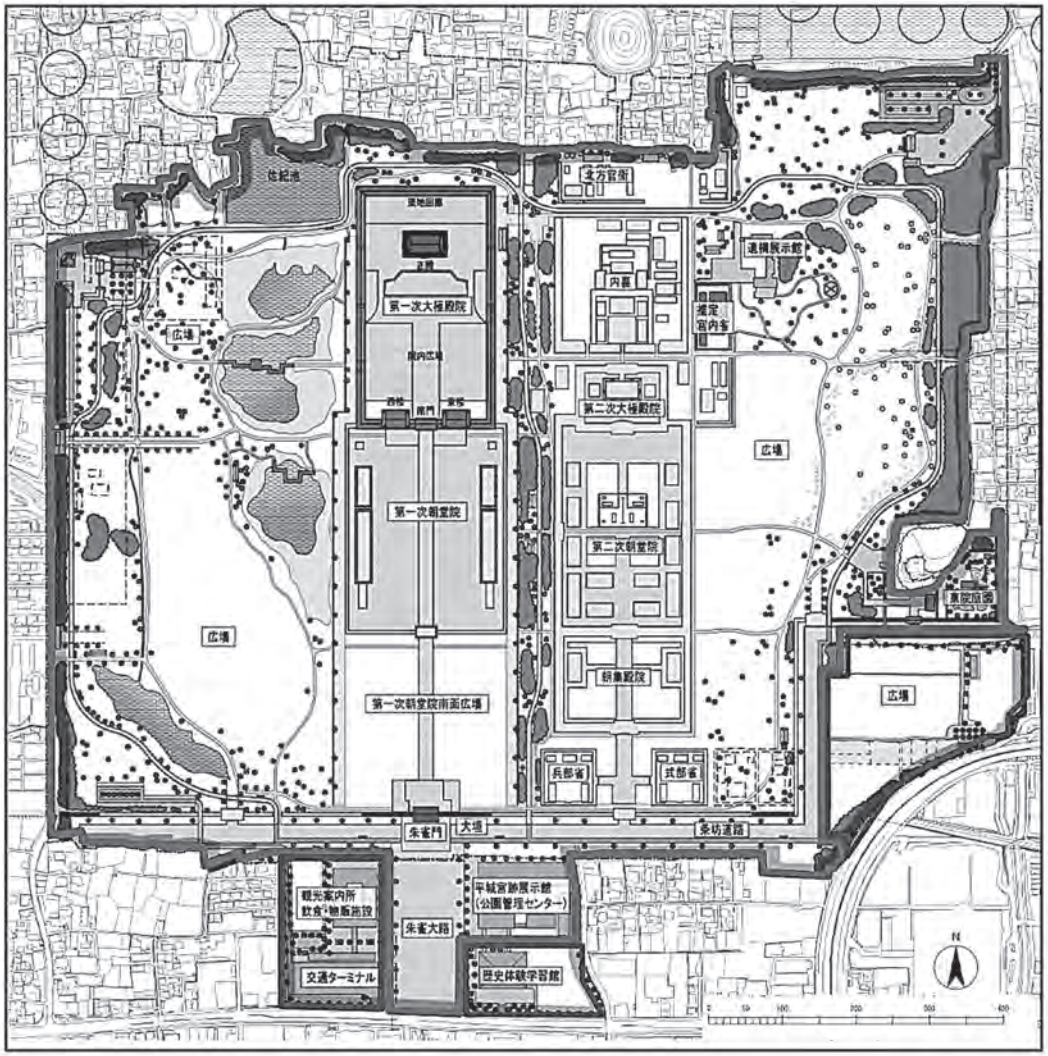


図６　平城宮跡歴史公園の区域図

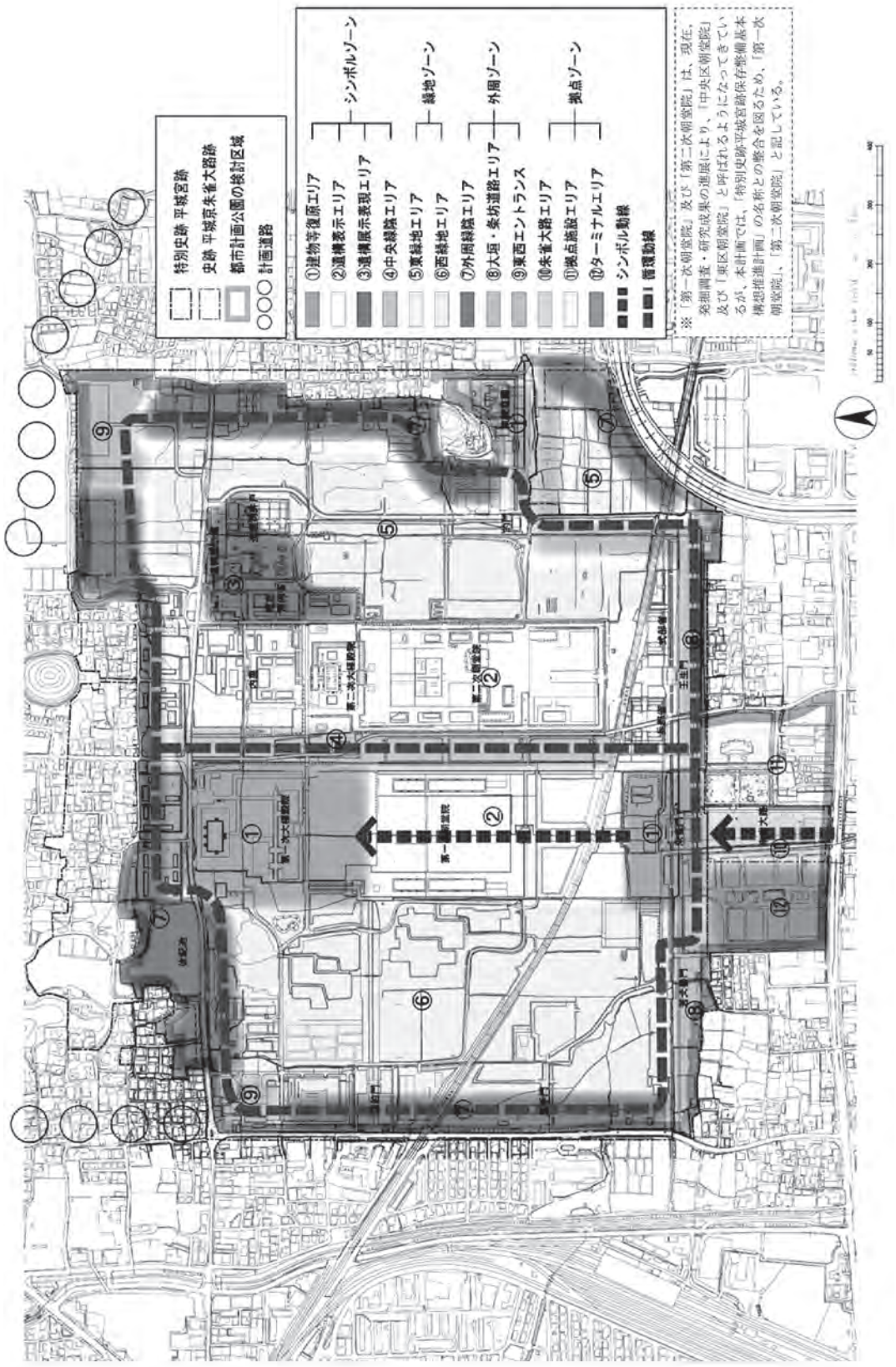
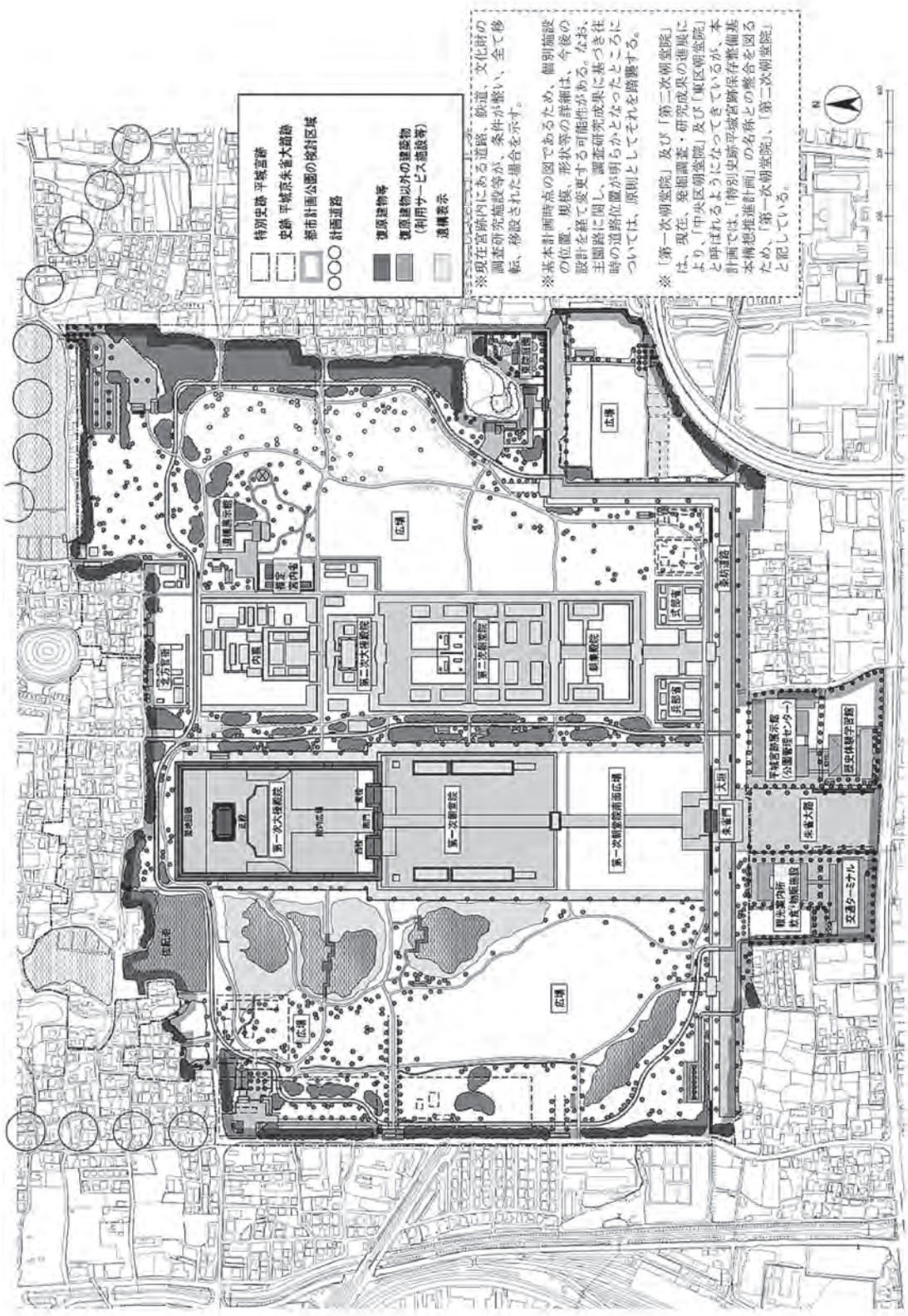


図７　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域　基本計画　利用整備エリア区分図


特別史跡 平城宮跡
史跡 平城京朱雀大路跡
都市計画公園の検討区域
○○○ 計画道路
復原建物等
復原建物以外の建築物
（利用サービス施設等）
遺構表示
※現在宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された場合を示す。
※基本計画時点の図であるため、個別施設の位置、規模、形状等の詳細は、今後の設計を経て変更する可能性がある。なお、主園路に関し、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。
※「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきているが、本計画では、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記している。
N
第一次大極殿院
第一次朝堂院
第一次朝堂院南面広場
第二次大極殿院
第二次朝堂院
広場
大極殿
朱雀門
朱雀大路
交通ターミナル
歴史体験学習館
平城宮跡展示館（公園管理センター）
復元整備
遺構表示
遺構表示
遺構表示

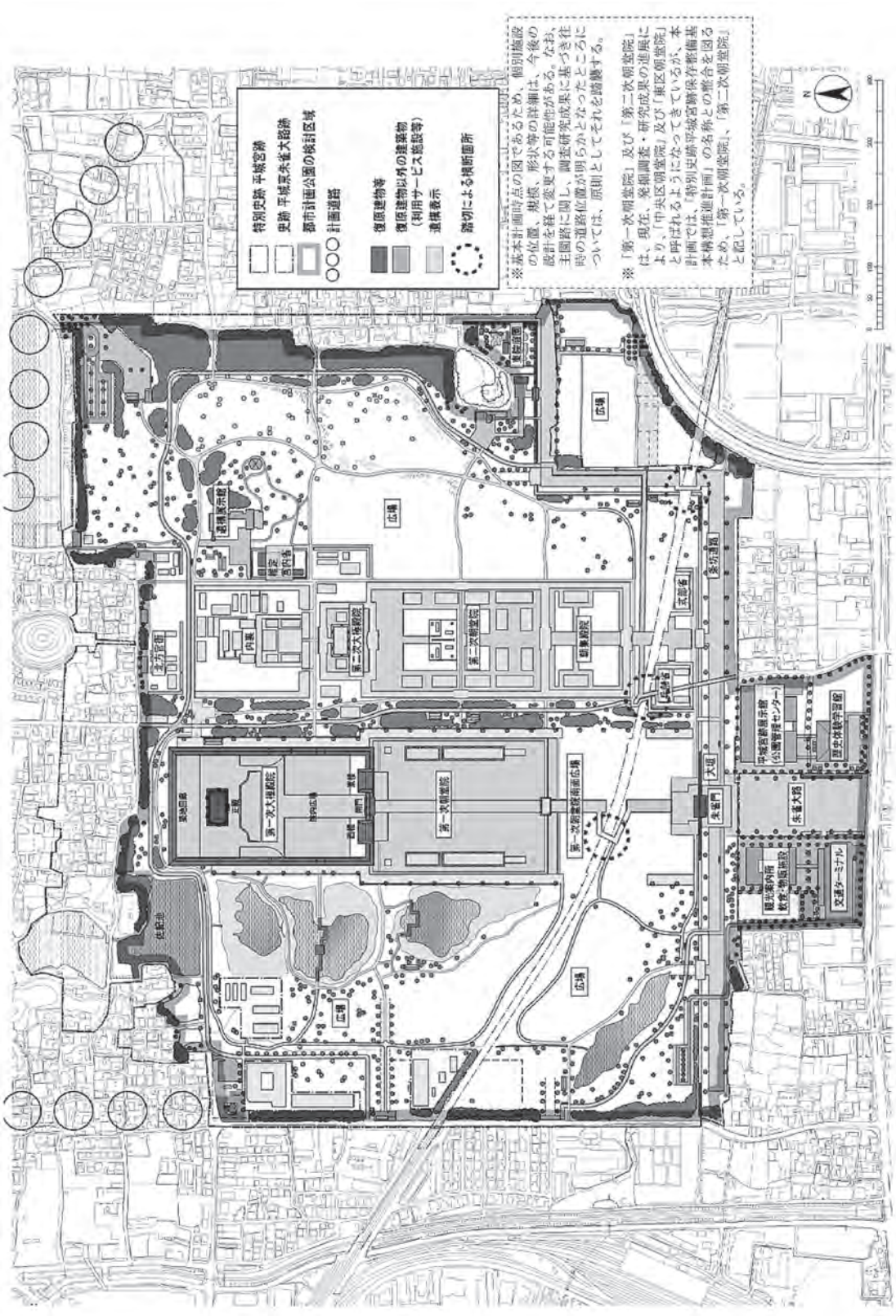

特別史跡 平城宮跡
史跡 平城京朱雀大路跡
都市計画公園の検討区域
計画道路
復原建物等
復原建物以外の建築物
（利用サービス施設等）
遺構表示
踏切による横断箇所
※基本計画時点の図であるため、個別施設の位置、規模、形状等の詳細は、今後の成計を経て変更する可能性がある。なお、主園路に関し、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。
※「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきているが、本計画では、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記している。
N
広場
第一次大極殿院
第一次朝堂院
第二次大極殿院
第二次朝堂院
内裏
東院庭園
朱雀門
大極殿
東楽大路
交通ターミナル
歴史体験学習館
東院地区
第一次朝堂院南面広場

図９　段階整備計画図

院南方地区であり、国営公園と連携した形で奈良県が一体的な整備を行うとしている。平城宮跡保存整備基本構想だけでは朱雀大路やその両側地区、東院南方地区との一体的な整備は充分ではなかったため、この計画は遺跡の保存と活用にとっては大きな一歩と言えるだろう。

導入する機能としては、① 歴史・文化体感・体験機能、② 歴史・文化交流の拠点機能、③ 観光ネットワークの拠点機能、④ 自然的環境の保全・創出機能、⑤ レクリエーション機能、⑥ サービス機能、を掲げている。

公園計画のゾーニングでは、貴重な歴史・文化遺産の確実な保存を前提として、公園の果たすべき役割・導入すべき機能を踏まえて、次の四つの区域にゾーニングしている。

シンボルゾーンは建物復元や遺構表示された空間で、往事を彷彿させるイベントや歴史学習プログラムを行い、平城宮を体感・体験するゾーンである。緑地ゾーンは散策や自然観察など多様なレクリエーション利用を行うゾーンである。拠点ゾーンは平城宮跡全体のガイダンスや出土品、資料の展示を行う施設、公園の利用案内サービスの提供や管理運営の拠点となる施設等を集中的に設けるゾーンである。外周ゾーンは平城宮跡と市街地の間に樹木を植えたり、循環園路や公園の出入口として必要な施設を設けるゾーンである。図８は整備の目標、図９は段階的な目標の図である。

２．近年の整備事業

１）シンボルゾーン関係

国土交通省では、国営公園化決定後、平成23年（2011）には第一次大極殿院の復原整備にあたっての基本方針を定めた『国営平城宮跡歴史公園　第一次大極殿院建造物復原整備計画（案）』をまとめ、復原にあたっての基本的な考え方や、材料・工法、利活用・管理運営に伴う施設の設置について考え方を示している。

近年の整備では、第一次大極殿院の回廊基壇の整備、建造物復元のための大極殿院内での木材の加工・原寸場の建設、中央区朝堂院の舗装、第一次大極殿院復原情報館の設置を行った。また、大極殿院の整備に伴い調整池機能の強化が求められたことからシンボルゾーンの西側で遊水池土堤の造成等を行った。さらに、宮跡北東部において第一次大極殿院建設に必要な木材保管庫の建設を行った。

２）拠点ゾーン関係

国土交通省では、『平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画』を平成25年（2013）に策定し、これに基づいて拠点ゾーンでの計画や工事を行っている。拠点ゾーンは中央の朱雀大路エリア、東側の拠点施設エリア、西側のターミナルエリアからなる。拠点施設エリアやターミナルエリアでは当時の街路位置に合わせた動線を計画したり、見通しを確保した建物配置を計画している。

朱雀大路エリアでは下層の下ッ道の遺構表示、街路樹の植栽を行う予定である。

拠点エリアの北半部では平城宮跡全体の案内や展示を行う平城宮跡展示館の建設が進んでおり、この中には公園管理センターが併設される。拠点エリアの南半部は将来、奈良県が歴史体験学習館の設置を予定している。

ターミナルエリアは奈良県が交通ターミナルや観光案内所、飲食物販施設、レンタサイクルとジョガーのステーション等の建設に着手している。

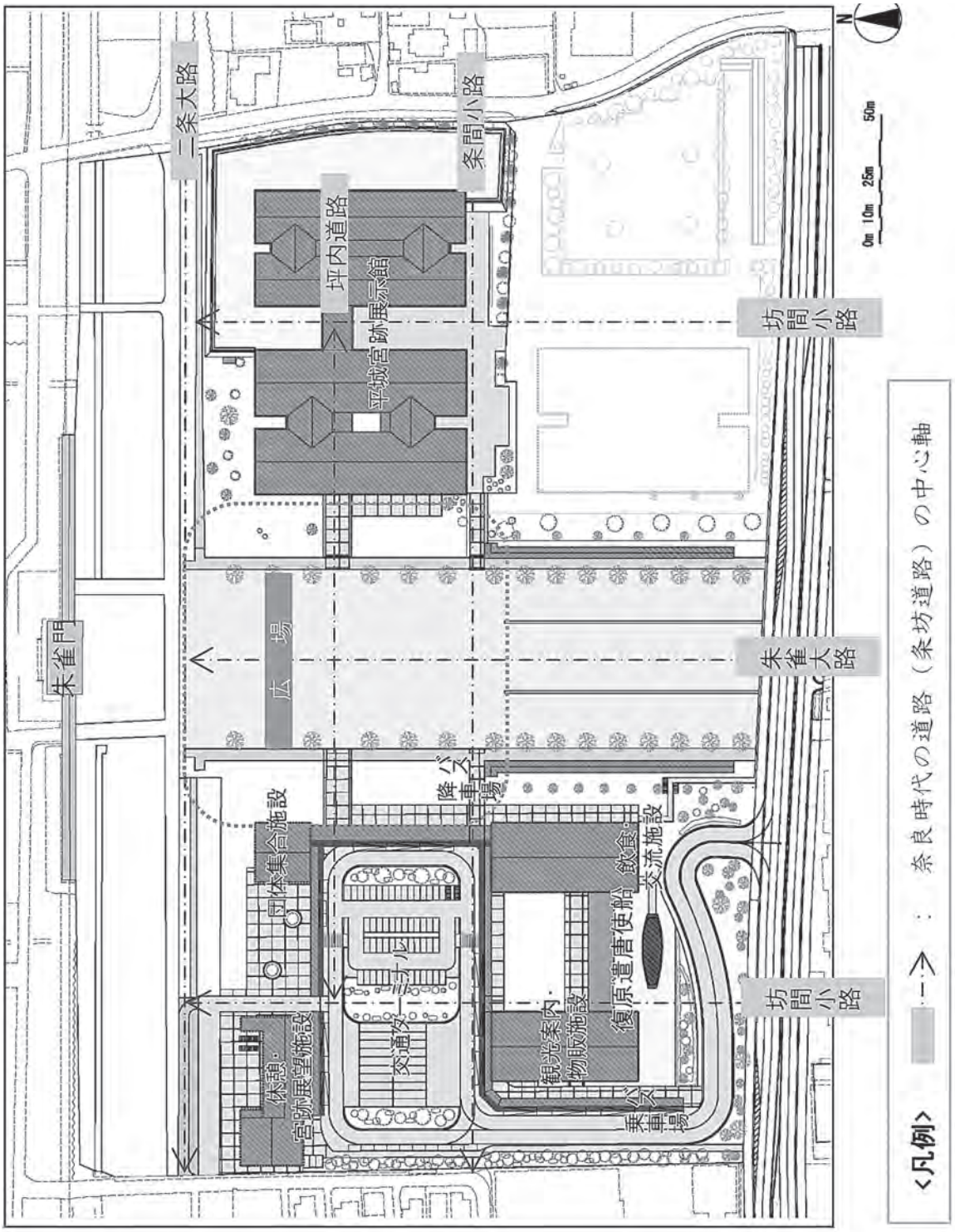


図10　拠点ゾーン　施設配置図



図11　整備現況　航空写真（2015.3）

Ⅴ．近年の平城宮跡の活用

１．平城遷都1300年記念事業

平城遷都1300年記念事業は平成22年（2010）が平城遷都から1300年になるのを記念して開催された事業で、主催は奈良県などが設立した平城遷都1300年記念事業協会である。当初、平城宮跡に多数のパビリオンを建設する計画であったが、見直しされ、大きくは平城宮跡をメイン会場とした平城宮跡事業と、県内の文化遺産を紹介する広域事業から構成された。

前者では特別史跡内に仮設の会場施設を整備するため、専門家からなる会場施設構造検討委員会が組織され、施設のあり方について検討された。その結果、施設は杭打ちなどを伴わない構造・工法で、その荷重を50kN/㎡以下に抑えるものとし、使用材料の軽量化や荷重の分散化を図るものとした。また、特別史跡が歴史的景観を形成していることから会場施設景観検討委員会が組織され、会場施設の配置・高さ・色彩・意匠・材料などについても検討し、大型テントなどは地場産の木材で被覆、修景した（福島2011）。

平城宮跡事業は平成22年4月24日から11月7日までの198日間で、衛士隊の再現の他、騎射、射礼、蹴鞠などの古代の行事の再現、各種イベント等が行われた。当初想定した250万人を大きく上回る363万人の来場者があり、アンケートでの満足度も高かったという（立石2010）。

２．平城京天平祭

平城京天平祭は平城遷都1300年記念事業の後の平成23年（2011）から始めた事業で、平城京天平祭実行委員会、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会、奈良県、奈良市が主催となっている。大規模な施設整備は行わず、大極殿前に設置した特設ステージでの音楽や芸能の公演の他、屋外オブジェの展示、衛士隊の再現や各種イベント等で構成される。季節ごとに数日間行われており、夏は夜間に光と灯りのイベントが行われた。

３．大立山まつり

奈良県が平成28年（2016）から始めた観光イベントで、冬期の観光客の増加と経済効果を期待したものである。奈良県内にはつくりものを身代わりにして降りかかる厄を落とす「立山」という風習があることから、四天王に因んだ大きな立山をつくり、第一次大極殿院内で無病息災・世界平和を祈るというものである。大極殿前のステージでは県内各自治体の伝統芸能やショーなどが行われ、大極殿院の外では自治体の観光案内ブース、地元食材を用いた模擬店が軒を連ねた。

４．奈良県による歴史展示計画

奈良県は、現存する古代の建造物や出土品等のものがあっても、その背景となる歴史展示が不十分であるため奈良の価値をだれもが体感できる状況にはなっていないとする。このため、歴史の意味や意義をわかりやすく展示する、「歴史展示」と呼ぶ取り組みを行っている。明日香や平城宮跡では歴史展示の実施計画を策定し、平城宮跡では劇場型装置や移動型端末、携帯型端末で映像を中心とした展示をするとし、この計画に平城京歴史館での展示や平城宮跡散策アプリが位置づけられている。

平城京歴史館は、平城遷都1300年記念事業に合わせて朱雀門の南西に建設したもので、大型画面での映像展示を行うとともに屋外には遣唐使船を復原して展示していたが、ターミナルエリアの整備に伴い、平成28年6月に閉鎖した。

平城宮跡散策アプリ「なら平城京」は1300年前の平城宮の絵地図とＧＰＳを使い、利用者の現在地が平城宮の地図上に表示され、要所で阿倍仲麻呂などの歴史上の人物が当時の情景をわかりやすく

解説するアプリで、平成25年（2013）から無料で配信している。

５．第一次大極殿院復原事業情報館

国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所は、長期にわたる第一次大極殿院建造物復原整備工事の取り組みや整備意義、目的について分かりやすく紹介し、展示を通して復原事業について理解を深めてもらう目的で、平成27年に第一次大極殿院復原事業情報館を設け公開している。

６．東院庭園観月会

「東院庭園観月会」は、奈良文化財研究所が主催で、特別名勝平城宮東院庭園を会場に平成25年から始めた催しで、昨年は奈良県との共催であった。毎年150人程度の参加（公募抽選、有料）を得ている。内容は、復原した古代食の提供、木簡からみた古代食の説明、雅楽演奏、東院庭園の説明、古代衣装のファッションショーであった（内田2015）。

７．平城宮跡でのボランティア活動

奈良文化財研究所の平城宮跡資料館解説ボランティアは平成11年（1999）から資料館の展示や、東院庭園など復原建物等での解説を行っている。

また、特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワークは平成13年（2001）に組織され、平城宮跡の環境保全、広報・企画、文化教育の三部門からなり、①平城宮跡の環境保全に関する事業、②定期的な清掃活動、クリーンキャンペーン、環境美化活動等、③平城宮跡の広報に関する事業、④ホームページの作成、会報の作成等、⑤平城宮跡に関する文化･教育事業、⑥講演会の開催、体験学習（拓本づくり等）の開催、スタンプラリーの開催等、を行っている。

おわりに

平城宮跡はその存在が幕末に再認識され、明治期に保存運動が始まり、大正11年（1922）には史蹟に、昭和27年（1952）には特別史跡となっており、平成10年（1998）には世界遺産の構成資産にもなった。平成20年（2008）には国営公園化が決定し、平成30年頃には第一次開園とも聞く。長い遺跡の保存整備の歴史の中で整備主体も民間、奈良県、文部科学省、国土交通省と代わってきたこともあり、史跡の中では文部科学省の管理地や管理施設、国土交通省の管理地や管理施設もあり複雑な管理状態になっている。なお、史跡の管理団体は奈良県が指定されている。大規模な史跡であり国営公園でもあるため関係機関の連携の中、適切な管理運営が必要であり、そのためには遺跡のマネジメントの根幹である保存活用計画の早期の策定が必要である。

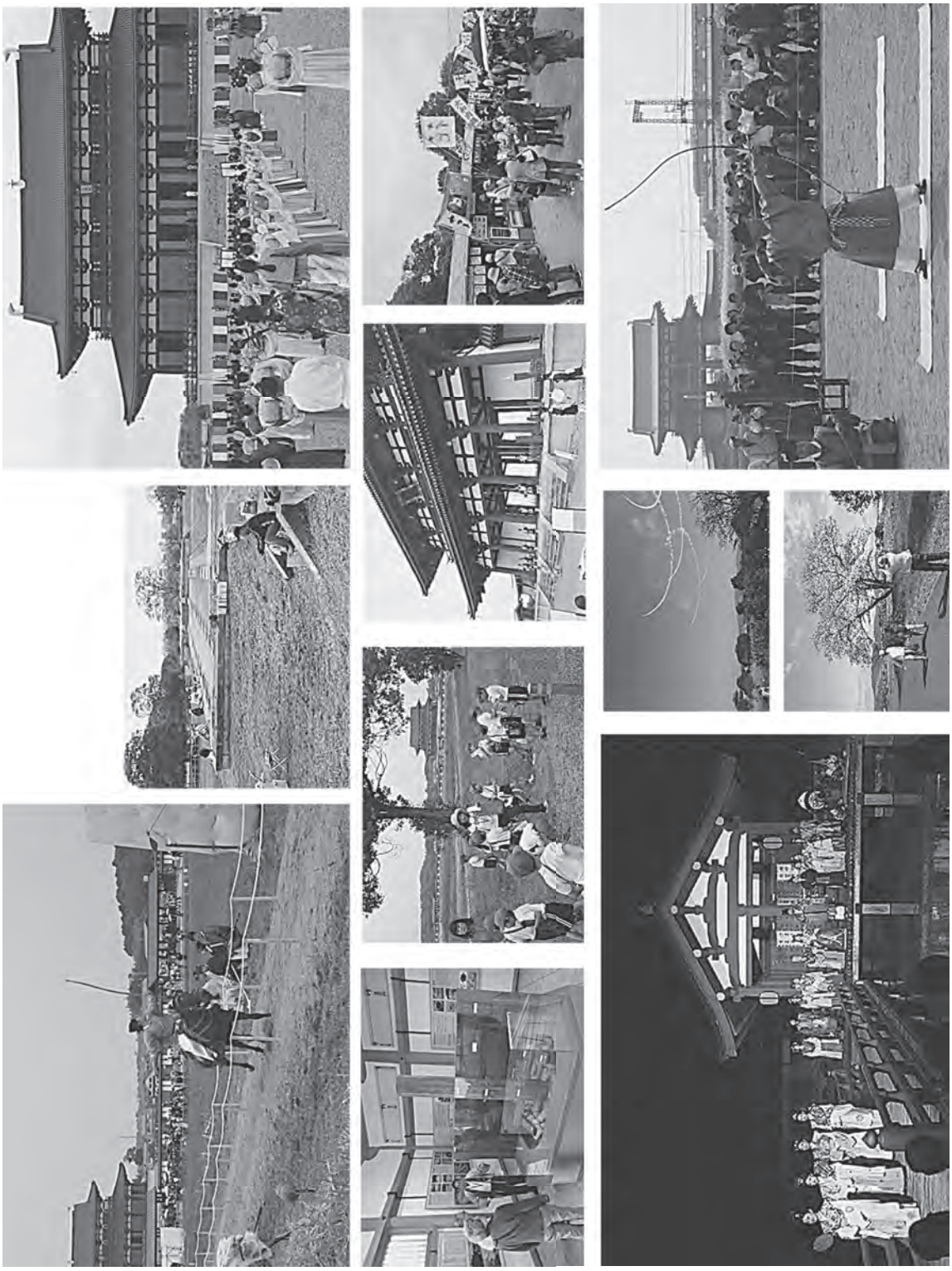


図12　平城宮跡の活用

参考文献

井上和人2010『平城京ロマン　過去・現在・未来』京阪奈情報教育出版　p.64

内田和伸2011『平城宮第一次大極殿院の設計思想』吉川弘文館 p.p.275-279

上田三平1926『史蹟名勝調査報告』史蹟精査報告第二　平城宮阯調査報告　内務省 p.8

奈良大極殿阯保存會1923『奈良大極殿阯保存會地形経過概要　附事業計数報告』

奈良国立文化財研究所編1978『平城遺跡博物館構想資料』文化庁

奈良文化財研究所編2016『平城宮跡整備報告書』奈良文化財研究所

安原啓示1979「平城遺跡博物館構想について」『奈良国立文化財研究所年報』奈良国立文化財研究所 p.p.50-51

粟野隆2010『平城京ロマン　過去・現在・未来』京阪奈情報教育出版　p.179-182

公益財団法人文化財建造物保存技術協会編2013『特別史跡平城宮跡第一次大極殿正殿復原工事の記録』文化庁

立石堅志2010「序論」『平城遷都1300年祭－古代行事の再現－の記録』社団法人平城遷都1300年記念事業協会 p.p.11-15

福嶋俊和2011「平城遷都1300年祭の会場施設整備と安全管理について」『遺跡学研究』第8号日本遺跡学会　p.p.14-21

内田和伸2015「平城宮東院庭園で活用プログラム「庭の宴」」『遺跡学研究』　第12号　日本遺跡学会 p.40

参考資料

国営平城宮跡歴史公園ＨＰ

PDF 特別史跡平城宮跡基本構想推進計画　平成20年5月13日　文化庁

PDF 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域　基本計画　平成20年12月　国土交通省近畿地方整備局

PDF 国営平城宮跡歴史公園　第一次大極殿院建造物復原計画（案）　平成23年7月　国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所

PDF 平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画　平成25年12月　国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所　奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局平城宮跡事業推進室